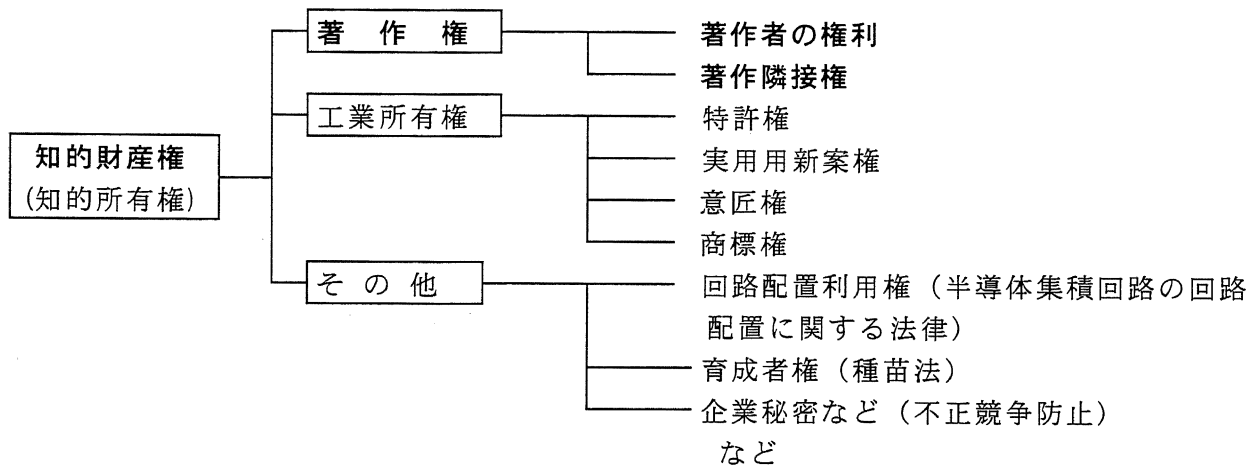


著作権制度

文化庁長官官房著作権課著作権調査官
俵 幸嗣

1. 知的財産権（知的所有権）について

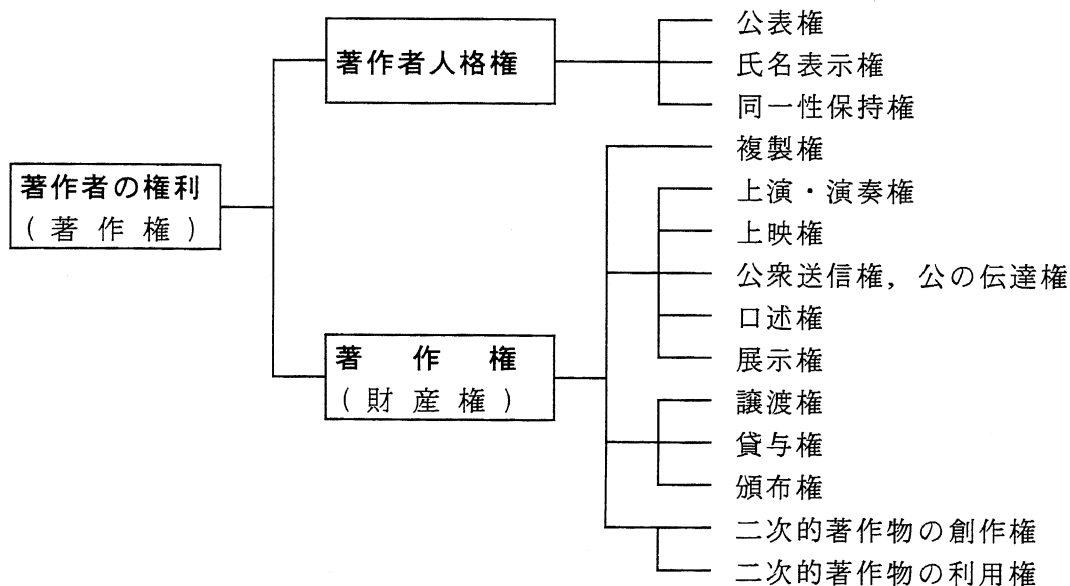
「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して、「他人に無断で利用されない」といった権利を付与する制度であり、これには以下のようなものが含まれる。



2. 著作権制度の概要

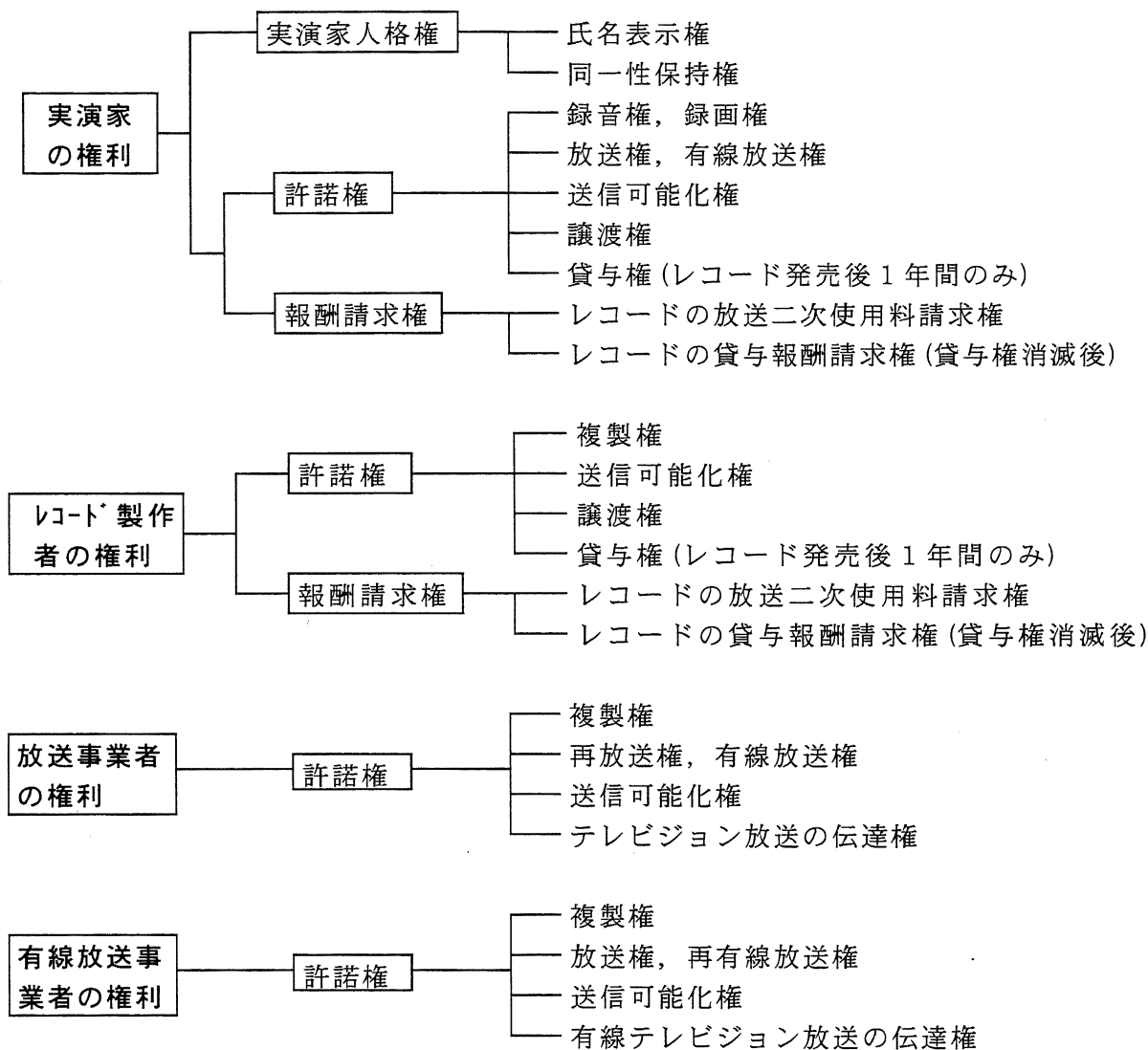
(1) 著作権者の権利（著作権）

- 著作物：小説、講演、音楽、美術、映画、プログラム、データベースなど
- 著作者：著作物を創作した者
- 著作者の権利の付与：著作物を創作した時点で自動的に付与（無方式主義）
- 著作者の権利の内容



(2) 著作隣接権

- 著作隣接権：著作物等を「伝達する者」に与えられる権利
- 著作隣接権の付与：実演等を行った時点で自動的に付与(無方式主義)
- 実演家：著作物を演じる「歌手」「俳優」など(アマチュアも含まれる)
- レコード製作者：音を最初に固定(録音)した人(アマチュアも含まれる)
- 放送事業者：同じ内容を無線で同時に送信する事業者
- 有線放送事業者：同じ内容を有線で同時に送信する事業者
- 著作隣接権の内容



注：「実演家の権利」のうちの「実演家人格権」（「氏名表示権」及び「同一性保持権」）並びに「放送事業者の権利」及び「有線放送事業者の権利」のうちの「送信可能化権」は、平成14年の著作権法の一部改正により新設された権利。

著作物等を例外的に無断で利用できる場合

「私的使用」関係

私的使用のためのコピー (第30条)	<p>「テレビ番組を録画予約しておいて後日自分で見る場合」などのように「家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用することを目的として、使用する本人がコピーする場合」の例外。</p> <p>なお、政令(著作権法施行令)で定めるデジタル方式の録音録画機器・媒体を用いる場合には、著作権者に「補償金」を支払う必要があるが、これらの機器・媒体については、販売価格に「補償金」があらかじめ上乗せされているので、利用者が改めて「補償金」を支払う必要はない。</p>
--------------------	--

「教育」関係

「教育機関」でのコピー(第35条)	学校・公民館などで教員等が教材作成などを行うためにコピーする場合の例外。
「検定教科書」等への掲載(第33条)	「検定教科書」等に掲載するための例外。
「学校教育番組」の放送(第34条)	学校向けの「放送番組」「有線放送番組」の中で放送する場合の例外。
「試験問題」としてのコピー(第36条)	「入学試験」などの問題としてコピーする場合の例外。

「図書館」関係

「図書館」等でのコピー(第31条)	<p>「公立図書館」(大学図書館を含む。)などでコピーする場合の例外。</p> <p>【条件】</p> <p>ア 政令で定める図書館等であること</p> <p>イ 「営利」を目的としないコピーであること</p> <p>ウ コピー行為の「主体」が図書館等であること</p> <p>エ その図書館等が所蔵している資料をコピーすること</p> <p>オ 次のいずれかの場合であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究を行う利用者の求めに応じて、既に公表されている著作物の一部分(既に次号が発行されている雑誌の中の著作物については、全部でもよい)を、一人につき一部提供する場合 ・図書館資料の保存のために必要がある場合 ・他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合
-------------------	---

「福祉」関係

「点訳」のためのコピー(第37条第1項)	著作物を「点字」に訳してコピーする場合の例外。
「点字データ」の蓄積・送信(第37条第2項)	著作物を「点字データ」にしてインターネット等を通じて送信(放送・有線放送を除く)するため、サーバーに「蓄積」したり、「送信可能化」「公衆送信」する場合の例外。
「録音図書」等の製作(第37条第3項)	視覚障害者のための「録音図書」等を製作する(録音によりコピーする)場合の例外。
「字幕」の自動公衆送信(第37条の2)	聴覚障害者のために、放送番組・有線放送番組の「リアルタイム字幕」を送信する場合の例外。

「報道」関係等

「時事的事件」の報道のための利用(第41条)	「時事的事件」を「報道」する場合の例外。
「行政機関での公開演説」等の報道のための利用(第40条第2項)	国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人で行われた演説・陳述を、「報道目的」で利用する場合の例外
「情報公開法」に基づく「開示」等のための利用(第42条の2)	「情報公開法」等に基づき情報(著作物)の「開示」を行う場合の例外。

「立法」「司法」「行政」関係

「立法」「司法」「行政」のための内部資料としてのコピー(第42条)	「裁判」の手続きや、「立法」「行政」の目的のための「内部資料」としてコピーする場合の例外。
-----------------------------------	---

「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係

非営利・無料の場合の「上演」「演奏」「口述」「上映」(第38条第1項)	学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会、インターネット画面のディスプレイなど、非営利・無料の利用の場合の例外。
非営利・無料の場合の「本などの貸与」(第38条第4項)	図書館による「本の貸し出し」などの場合の例外。
非営利・無料の場合の「ビデオなどの貸与」(第38条第5項)	ビデオライブラリーなどによる「ビデオの貸し出し」などの場合の例外。
非営利・無料の場合の「放送番組等の伝達」(第38条第3項)	喫茶店に置いてあるテレビなど、受信機を用いて、放送・有線放送される著作物を「公に伝達」する場合の例外。
非営利・無料の場合の「放送番組の有線放送」(第38条第2項)	「難視聴解消」や「共用アンテナからマンション内への配信」など、放送を受信して直ちに有線放送する場合の例外。

「引用」「転載」関係

「引用」のためのコピー(第32条第1項)	他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外。
「行政の広報資料」等の転載(第32条第2項)	国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」などを、「新聞」「雑誌」などの刊行物に転載する場合の例外。
「新聞の論説」等の転載(第39条)	新聞等に掲載・発行された「論説」を、他の新聞等への転載、放送・有線放送する場合の例外。
「政治上の演説」「裁判での陳述」の利用(第40条第1項)	「政治上の演説・陳述」や「裁判での陳述」を、様々な方法で利用する場合の例外。

「美術品」「写真」「建築」関係

「美術品」のオリジナル等の所有者による「展示」(第45条)	「美術品」「写真」のオリジナル(原作品)の「所有者」等が公の「展示」を行う場合の例外。
屋外設置の「美術品」「建築物」の利用(第46条)	一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外。
美術展の「小冊子」の製作(第47条)	「美術品」「写真」のオリジナル(原作品)を展示するときに、解説・紹介のための「小冊子」に作品をコピーする場合の例外。

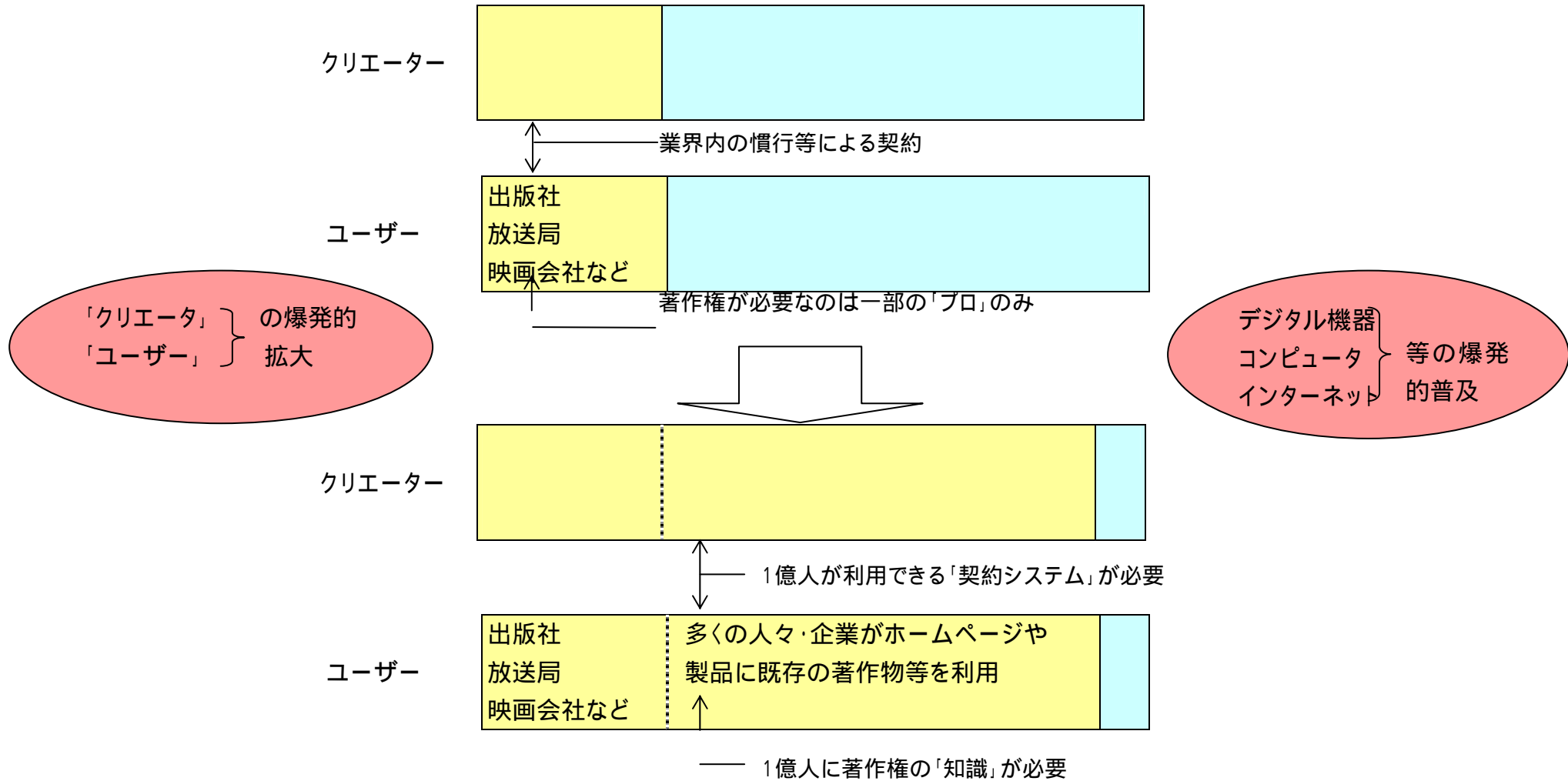
「コンピュータ・プログラム」関係

プログラムの所有者によるコピーなど(第47条の2)	プログラムの所有者が、バックアップコピーやプログラムの修正、改良を行う場合の例外。
---------------------------	---

「放送局」「有線放送局」関係

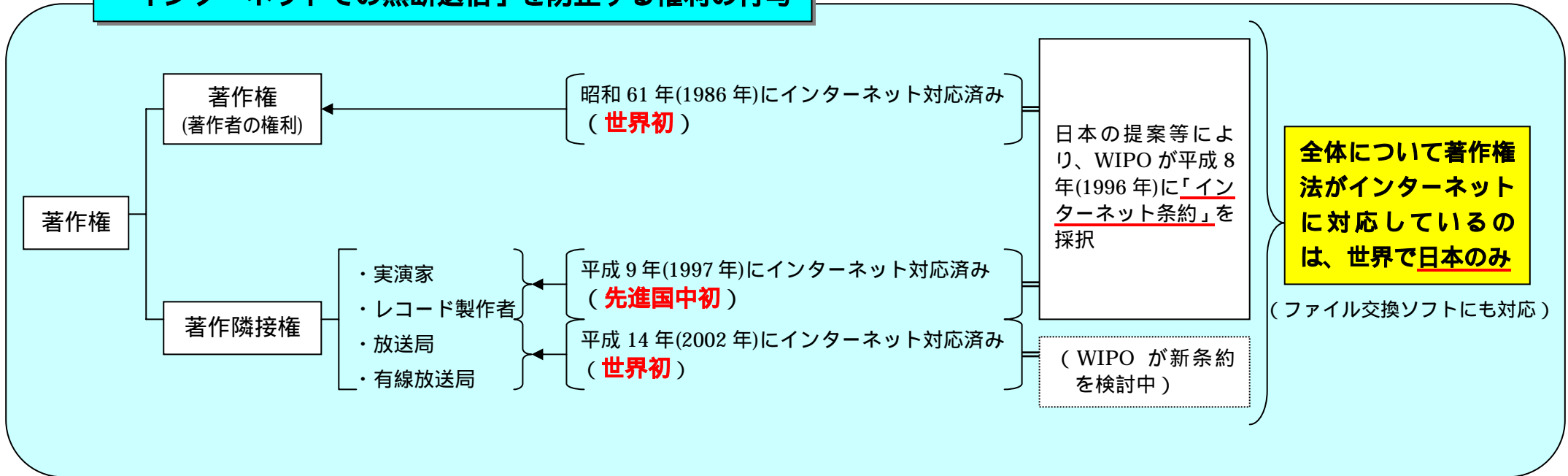
「放送局」や「有線放送局」の一時的なコピー(第44条)	「放送局」や「有線放送局」が放送や有線放送をするために一時的にコピー(録音・録画)をする場合の例外。
-----------------------------	--

「クリエイター」と「ユーザー」の爆発的拡大

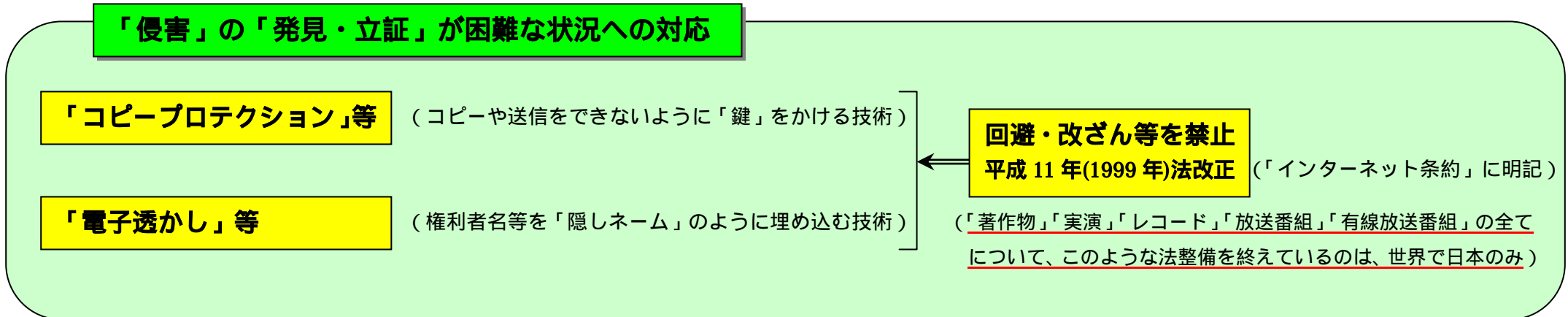


インターネットへの対応

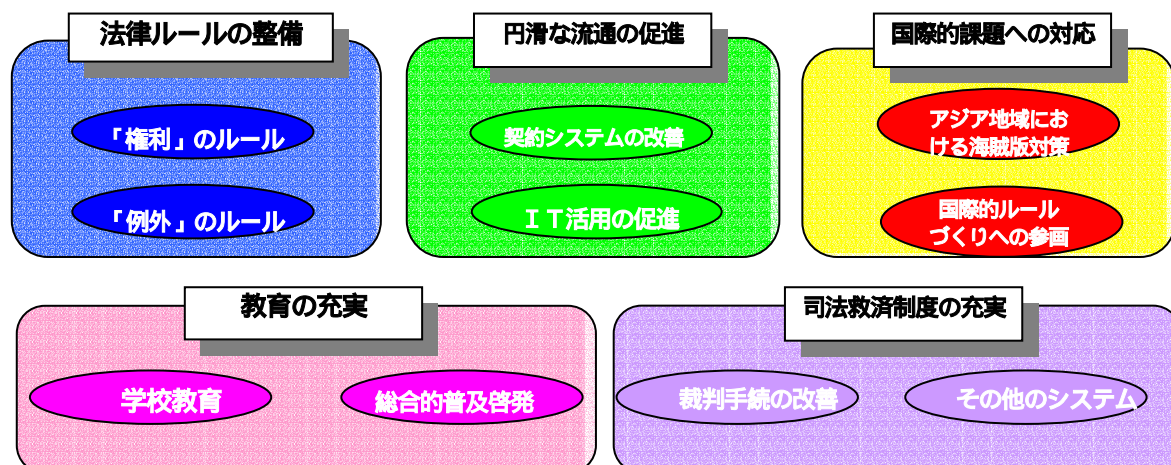
「インターネットでの無断送信」を防止する権利の付与



「侵害」の「発見・立証」が困難な状況への対応



著作権政策の「戦略5分野」



(参考)

著作権政策の「戦略5分野」と「知的財産戦略大綱」の記述及び「知的財産基本法」の条文

	「知的財産戦略大綱」の記述(要旨)	「知的財産基本法」の条文
A「法律ルール」の整備	<ul style="list-style-type: none"> デジタル情報が強かに保護されなければ、デジタル・コンテンツ産業は成立しない。 基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならない。 国際的にも条約の検討が進められている、放送事業者の権利の拡充や、実演家の権利の拡充など、ネットワーク上での著作権の保護強化について検討を行い、遅くとも条約採択後に所要の措置をとる。 	<p>第18条 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第10条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。</p>
B「円滑な流通」の促進	<ul style="list-style-type: none"> 我が国においては、創作時・利用時における「契約システム」が十分に機能していない面があるため、著作物の円滑な流通に支障が生じている。 有効なセキュリティ技術の開発、契約システムの構築等、適切な仕組みを確立すべきである。 著作物の円滑な流通を促進し、積極的にそれが活用されるよう、契約システムや権利者の意思表示システムの構築を図るべきである。 	<p>第19条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p>
C「国際的課題」への対応	<ul style="list-style-type: none"> 海外における音楽、ゲームソフト等の違法な知的財産権侵害製品(模倣品、海賊版)が我が国経済に与える損失はきわめて大きく、これを看過することはできない。 侵害が発生している国の中央政府等に対し、多国間の枠組みの活用、二国間交渉等を通じて知的財産権の保護強化を迫るべきである。 情報伝達技術の発展等に伴い、知的財産の国際的保護水準の適正化や制度間の調和が求められている。 二国間・多国間の枠組みを通じた新たな国際ルールづくりや、開発途上国の制度整備支援等の取組を推進すべきである。 	<p>第16条</p> <p>2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第17条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
D「著作権教育」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育における知的財産に関する教育の推進を図る。 広く国民に対し、知的財産に関する知識と意識の普及を図るための総合的な事業を実施する。 	<p>第21条 国は、国民が広く知的財産に関する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。</p>
E「司法救済制度」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 権利を持っていても、現実には権利行使が極めて難しい状況が生じつつある中、権利行使の実効性確保が大きな課題となっている。 訴訟制度の改善等、デジタルコンテンツの適切な保護の仕組みを確立すべきである。 知的財産権の保護を強化し、「侵害し得」の社会からの脱却を目指す観点から、望ましい損害の認定制度の在り方について、2005年度までに検討を行い、結論を得る。 	<p>第15条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>

著作権政策の「戦略5分野」と「著作権分科会」の「審議経過報告」

「戦略5分野」

「著作権分科会」の「審議経過報告」(主な事項)

法律ルールを整備

「権利」のルール

「例外」のルール

映画の著作物の保護期間の延長
 コピーコントロール技術の導入拡大等
 「私的録音録画補償金制度」の見直し
 教育の情報化等に対応するため、「例外的な無許諾利用」の範囲を拡大
 コンピュータ教室等での「児童生徒」等によるコピー
 「遠隔授業」における教材等の送信
 「インターネット試験」等での試験問題の送信
 ボランティア等による「拡大教科書」の作成

図書館からの貸出に係る補償金制度(いわゆる公貸権)の拡大
 映像コンテンツの保護強化のため、「公衆向けビデオ上映会」を例外的に
 無許諾で行える範囲を、学校における上映等に限定

円滑な流通の促進

契約システムの改善

IT活用の促進

「ビジネスモデル」及び「契約システム」の構築に対する支援
 権利者の意思を正確・簡単に伝えられる意思表示システムの開発

国際的課題への対応

アジア地域における海賊版対策

国際的ルールづくりへの参画

二国間協議の実施、侵害発生国における関係者の意識向上、コンテンツ海外流通促進機構への支援等海賊版を防止・撲滅するための重点施策を提言
 視聴覚的実演や放送機関に関する条約の早期策定に向けての積極的貢献

教育の充実

学校教育

総合的普及啓発

著作権教育の基本的な目標の設定と「すべての人々」に係る目標、「学校教育」に係る目標、「大学教育」に係る目標等の具体化

司法救済制度の充実

裁判手続の改善

その他のシステム

「侵害行為」の立証負担の軽減
 「損害額」の立証負担の軽減

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

「知的財産戦略大綱」及び「知的財産基本法」を踏まえ、知的財産戦略を推進するための法整備を行う。

改正の概要

(1) 「映画の著作物」の保護の強化

アニメ、ビデオ、映画、ゲームソフトなど、我が国が強い競争力を持つ「映画の著作物」について、内外における保護を強化するため、保護期間を「公表後50年」から「公表後70年」に延長する。

(2) 教育機関等での著作物活用の促進

教育の情報化等に対応して各種著作物の活用を促進するため、以下について「例外的な無許諾利用」ができる範囲を拡大する。

- ・ コンピュータ教室等での「児童生徒」等による複製
- ・ 「遠隔授業」における教材等の送信
- ・ 「インターネット試験」等での試験問題の送信
- ・ ボランティア等による「拡大教科書」の作成

(3) 著作権侵害に対する司法救済の充実

権利者による「侵害行為の立証負担」を軽減するため、被告が侵害行為を否認する場合には、単純に否認するだけでは足りず、被告自身が自己の行為の具体的態様を説明しなければならないこととする。

権利者による「損害額の立証負担」を軽減するため、「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定できるような、新たな「損害額算定制度」を導入する。

「法律のルール」を変えていく動き



・インターネットによる番組の無断再送信を防ぐ権利の付与
(放送局・有線放送局)

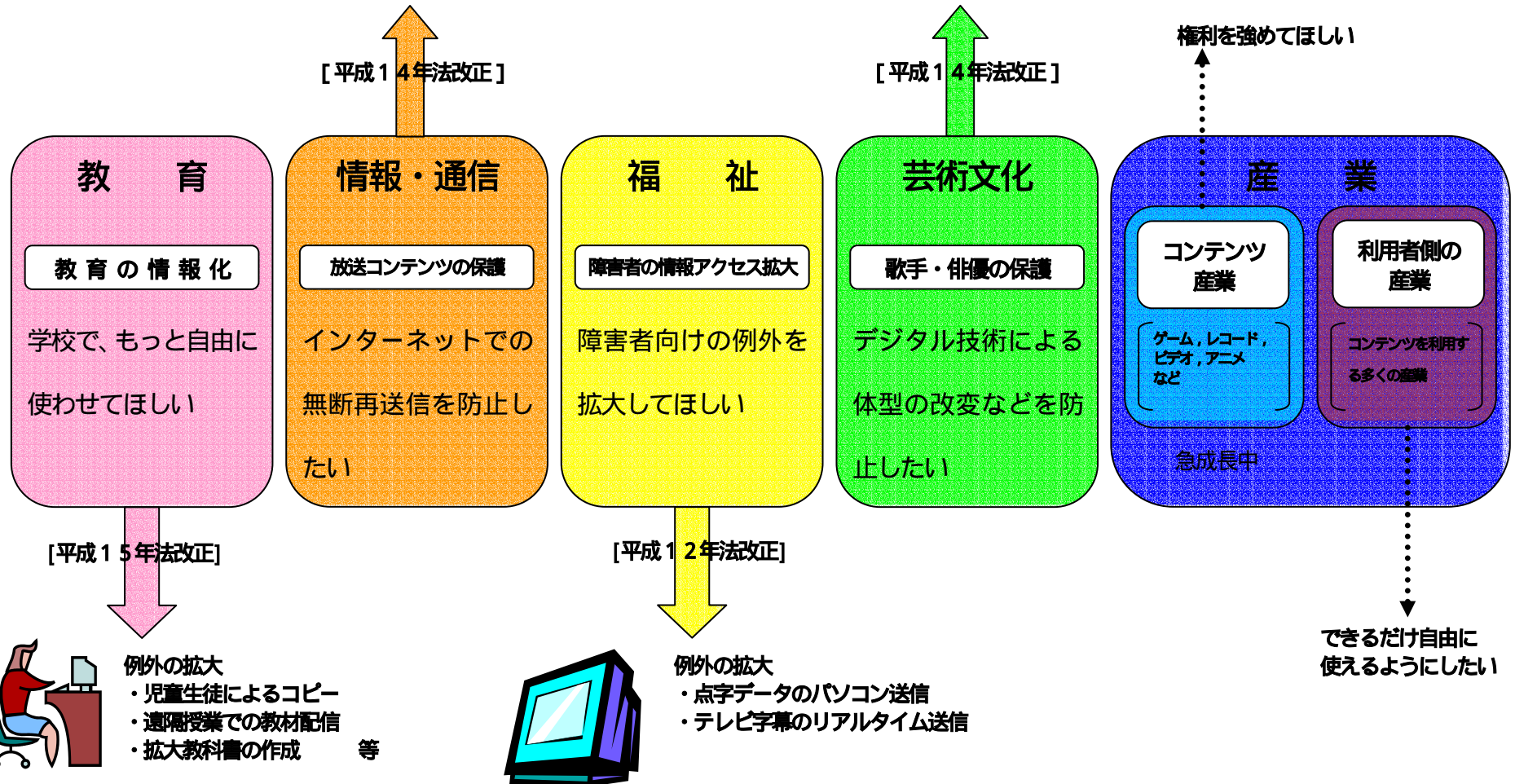


・名誉声望を害する実演の改変を防ぐ権利の付与
(実演家)

・映像コンテンツの保護期間の延長
[平成15年法改正]

権利を強める

権利を弱める



図書館等における著作物等の利用に関する検討について

平成13年12月10日
長官官房審議官決定

1 趣旨

図書館等における著作物等の利用に係る権利制限の見直しに関し、「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」において整理された事項について、関係者による具体的な協議・検討を行う。

2 検討事項

- (1) 図書館等における著作物等の利用に関する権利制限の見直しについて
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者に対して協力を求めるほか、関係者の意見を聞くことができるものとする。

4 実施期間

平成13年12月10日から平成15年3月31日までとする。

5 その他

この協議・検討に関する庶務は、文化庁長官官房著作権課において処理する。

図書館等における著作物等の利用に関する検討者

金原 優	(社)日本書籍出版協会副理事長
小阪 守	全国公共図書館協議会： 東京都立中央図書館サービス部長
児玉 昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
酒川 玲子	(社)日本図書館協会参与(著作権担当)
土屋 俊	国公立大学図書館協力委員会：千葉大学教授
中西 敦男	学術著作権協会常務理事
前園 主計	専門図書館協議会著作権委員会委員長
三田 誠広	(社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長

[氏名は五十音順]

文化審議会著作権分科会審議経過報告（抜粋）

（平成15年1月 文化審議会著作権分科会）

第1章 法制問題小委員会における審議の経過

（2）図書館関係の権利制限の見直し

図書館関係の権利制限の見直しについて、平成13年度においては、「図書館等における著作物等の利用」についてワーキング・グループを設け、権利者側・利用者側双方から実態や提案等を聞きつつ論点整理を行った。

この論点整理を踏まえ、権利者・利用者の双方により「図書館等における著作物等の利用に関する検討」を行うための当事者間の協議の場が設けられた。この協議は、平成14年2月から9月までに7回開催され、下記の論点について具体的な検討を行った。

（1）権利制限の拡大に関する論点

図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること

「入手困難な図書館資料」に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに「録音図書」を作成できるようにすること

その他

ア) 図書館等に設置された「インターネット端末」から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずに「プリントアウト」できるようにすること

イ) 図書館内のみの送信を目的として図書館資料を例外的に許諾を得ずに「データベース化」できるようにすること

（2）権利制限の縮小に関する論点

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

図書館資料の貸出について補償金を課すこと

図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
その他

ア) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること

イ) 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

これらの論点について、当事者間の協議の結果を踏まえ、法制問題小委員会において検討を行った結果は、次のとおりである。なお、「図書館内のみの送信を目的として図書館資料を例外的に許諾を得ずにデータベース化できるようにすること」については、図書館団体側が、当面法改正を求めない旨を表明したため、検討対象から除外することとされた。

法改正を行う方向とすべき事項

- 1) 再生手段の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

現行の著作権法第31条第2号においては、図書館等が図書館資料保存のため必要がある場合は複製することができることを定めている。

しかしながら、記録のための技術・媒体の急速な変化により、例えばSPレコードのように、媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、媒体を変更して保存するための複製を行わないと事実上閲覧が不可能となってしまうような状態が生じている。

このような複製は、権利者の利益を不当に害するものとは考えられないことから、図書館資料として保存されている著作物を再生するために必要な機器を入手することが困難になった場合に、その他の形式に複製して保存することを、一定の条件の下に無許諾で行えるようにすることが適当である。

- 2) 図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

この事項については、当事者間の協議の場においては図書館における上映について協議を行ったが、図書館に限らず公共施設等における上映全般に関わる事項であるため、法制問題小委員会においては検討の対象を広げ、「図書館などの公共施設等における映画の著作物等の上映」について検討を行った。

現行の著作権法第38条第1項では、著作物を非営利・無料・無報酬で上映することについては許諾が不要とされている。

しかしながら、ビデオ・DVD等の普及・発達により、誰もが簡単に非営利・無料・無報酬の上映を行うことができるようになったことから、図書館などの公共施設等で行われる非営利・無料・無報酬の上映が商業的な映画上映等と競合し、権利者の利益を不当に害する状況が出現しているとの指摘がある。

また、この規定については、ベルヌ条約上の義務との関係から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。ただし、その場合でも商業的な映画上映等と競合することが少ないと思われる静止画の上映（マイクロフィッシュやインターネットを通じて入手した画像など）、学校その他の教育機関における

授業での上映，裁判手続や立法・行政目的のために必要な上映等については，引き続き無許諾で行えることとすることが適当である。

なお，図書館などの公共施設等における非営利・無料・無報酬の上映については，法改正後においても商業的な映画上映等と競合しない範囲で，権利者の許諾を得た上で，できる限り行い得るようにすることが望まれる。現行法の下においても，すでに図書館団体と権利者団体が協議を行い，図書館が上映会を行う条件，範囲，方法等について合意に達している例があるので，法改正後もこれに基づき，許諾を得た上での上映会が行われることが期待される。さらに，図書館における個人ブースでの公衆向け上映についても，権利者団体が，一定の条件の下に許諾を与えることが望まれる。

3) 図書館資料の貸出について補償金を課すこと

現行の著作権法では，「映画の著作物」の非営利・無料の貸与については，図書館等が補償金を支払うこと（いわゆる「公貸権」の付与に相当する制度）とされている（著作権法第38条第5項）が，一般の書籍等の映画以外の著作物については，このような補償金の制度はない。

しかしながら，図書館の増加，図書館における貸出数の増加等により，本の購入が図書館からの貸出により代替される傾向が強まっており，著作権者の利益に対する損害が大きくなっていることを理由として，図書館資料の貸出について補償金を課すことについても同様の制度を導入してほしいとの要望がある。

この事項については，著作権法第38条第5項に規定されているような非営利・無料の貸与に係る補償金制度の対象を将来「書籍等」に拡大することによって対応するという方向性そのものに関しては，法制問題小委員会においては基本的に反対はなかった。しかし，権利者側・図書館側双方に，具体的な補償金制度等の在り方について協力して検討したいという意向があることから，当面その検討を見守ることとし，その結論が得られた段階で，必要な法改正の内容を具体的に定めることが適当である。

「意思表示」システム等により対応すべき事項

次の事項については，著作者の「意思表示」システム等により対応できるものと考えられるため，契約・流通小委員会における「権利者による『意思表示』のためのシステムの開発・普及の在り方」の検討との連携を図りつつ，関係者間の協力により対応することが適当である。

4) 入手困難な図書館資料に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

現行の著作権法第31条第1号では，図書館等は，利用者の求めに応じて発

行後相当期間経過した定期刊行物に掲載された著作物の全部を許諾を得ずに複製することができることとされているが、絶版その他の理由により一般に入手することが困難な図書館資料に掲載された著作物についても、その全部を利用者の求めに応じて許諾を得ずに複製できるようにしてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、例えば、記念論文集等の市販されない論文集、テクニカルペーパーなど、定期刊行物以外の出版物に掲載された論文等であっても、公益の観点から、一般に入手不可能となった場合には、図書館等が十全にその提供を行えるようにすべきとの点があげられている。

この事項については、当該図書館資料の利用に係る「著作者の意思表示」のためのシステムを、権利者側と利用者側の協力により、開発・普及することが適当である。

5) 図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること

現行の著作権法第37条第3項では、専ら視覚障害者向けの貸出の用に供するために、公表された著作物を許諾を得ずに録音することができる者は、点字図書館等の施設に限定されているが、公共図書館等においても許諾を得ずに録音できるようにしてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、公共図書館においても現在録音図書の作成を行っており、許諾なく録音できる主体を公共図書館に拡大することは、視覚障害者の福祉の増進という規定の趣旨にも適うことであることがあげられている。

この事項については、当面は、図書館団体と権利者団体が協力して、「簡便な許諾契約システム」「事前の意思表示システム」等を構築するとともに、そうしたシステムの効果を評価することが適当である。

6) 図書館等に設置されたインターネット端末から利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトできるようにすること

現行の著作権法第30条第1項第1号では、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（専ら文書又は図画の複製に供するものを除く）を用いた複製は、私的使用の目的であっても、許諾が必要とされているが、図書館等に設置されたコンピュータ及びプリンタを用いてインターネット上にあり誰でもアクセスできる著作物をプリントアウトすることについては、許諾を得ずにできるようにしてほしいとの要望がある。

この事項は、図書館だけでなく、公共施設等に、「公衆の使用に供することを目的として設置」されているインターネット端末を用いたプリントアウト全体に及ぶ問題であるが、「著作者の事前の意思表示システム」等により対応することが適当である。

引き続き関係者間の協議が行われる事項

次の事項については，当事者間の協議に参加した関係者間で，引き続き協議を進める意向があることから，法制問題小委員会としては，この協議の結果を待って必要な検討を行うこととする。

- 7) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
- 8) 図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること
注：当事者間の協議においてこの事項について当事者間の協議を行う中で，平成13年度に著作権分科会により整理された当事者間の協議の課題とされた事項には含まれていないが，「利用者からの求めに応じて，図書館が利用者の代理人として他の図書館に図書館資料の複製を依頼した場合に，当該図書館間でファクシミリ等による公衆送信を行うことを権利制限の対象に加える法改正を支持すること」について，当事者間の意見が一致し，このことについて法制問題小委員会に報告が行われたが，法制問題小委員会においては，このような法改正を行うとの結論には至らなかった。
- 9) 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
- 10) 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
- 11) 図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること（法改正の必要性については，5）における簡便な許諾契約システム」「事前の意思表示システム」等の効果を評価した上で検討）

(参考)

1. 文化審議会著作権分科会委員名簿

分科会長	北川善太郎	名城大学教授，(財)国際高等研究所副所長
副分科会長	齊藤 博	専修大学教授
	板谷 駿一	日本放送協会専務理事・放送総局長
	市川團十郎	歌舞伎俳優，(社)日本俳優協会財務理事
	入江 観	(社)日本美術家連盟理事
	大澤 正雄	(社)日本図書館協会理事
	岡田富美子	作詞家，(社)日本音楽著作権協会理事
	小熊 竹彦	日本生活協同組合連合会政策企画部長
	角川 歴彦	(社)日本映像ソフト協会会長(平成 14.7.19~)
(稲葉昭典		前(社)日本映像ソフト協会会長 ~平成 14.7.18)
金原 優		(社)日本書籍出版協会副理事長
國分正明		日本芸術文化振興会理事長
酒井 昭		(社)日本民間放送連盟常勤顧問
迫本 淳一		(社)日本映画製作者連盟参与
里中満智子		漫画家
瀬尾太一事		(社)日本写真家協会著作権委員会委員，日本写真著作権協会常務理
辻本 憲三		(社)コンピュータ・ソフトウェア著作権協会理事長
富塚 勇		(社)日本レコード協会会長
永井多恵子		世田谷文化生活情報センター館長
中山信弘		東京大学教授
野村 豊弘		(学)学習院常務理事
半田 正夫		青山学院大学学長
松下直子		前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
松田 政行		弁護士・弁理士
松村多美子		椋山女学園大学教授
丸島 儀一		(社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会長
三田 誠広		(社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
村上重美		(社)日本新聞協会専務理事・事務局長
紋谷 暢男		成蹊大学教授
山際 永三		(協)日本映画監督協会常務理事
山口三恵子		日本弁護士連合会知的所有権委員会委員，弁護士

(計30名)

法制問題小委員会

	石井亮平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター副部長
	上原伸一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査
	岡村豊	玉川大学教授
	金原優	(社)日本書籍出版協会副理事長
	児玉昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
主査	齊藤博	専修大学教授
	清水康敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
	菅原瑞夫	(社)日本音楽著作権協会送信部長
	瀬尾太一	(社)日本写真家協会著作権委員会委員， 日本写真著作権協会常務理事
	土屋俊	千葉大学教授
主査代理	中山信弘	東京大学教授
	野村豊弘	(学)学習院常務理事
	生野秀年	(社)日本レコード協会常務理事・事務局長
	福田慶治	(社)日本映画製作者連盟常務理事・事務局長
	増山周	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 法務調査部部長
	松田政行	弁護士・弁理士
	三田誠広	(社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	山際永三	(協)日本映画監督協会常務理事
	山口三恵子	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員，弁護士
	山地克郎	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長

(計20名)